

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 旧鹿野町地域

(1) 現況

本地域は、工業地帯や都市部に水を供給している錦川の上流域に位置し、美しい山々に囲まれ、清らかな水に恵まれた高原盆地で、水稻を中心にホウレン草やワサビ等の栽培が行われている。

今後とも農業振興を図るためには、地域の共同活動による農道や農業用排水路の保全管理が必要である。

また、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正するための取組を行うことが必要である。

さらに、環境に対する意識の高まりに対応するため、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を導入することが必要となっている。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第1号及び第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることで、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 旧徳山市地域

(1) 現況

本地域の北部では豊かな自然環境を有し、水稻を中心に農業が行われているが、基盤整備の遅れから平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正するための取組を行うことが必要である。

今後とも農業振興を図るためには、地域の共同活動による農道や農業用排水路の保全管理が必要である。

東部、西部、南部は稲作を中心に、丘陵地では野菜、果樹を栽培しているが、農家の高齢化により耕作放棄地が増加し、多面的機能の低下が懸念されるので、これを支援する取組を行うことが必要である。

また、環境に対する意識の高まりに対応するため、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を導入することが必要となっている。

(2) 目標

(1) を踏まえ、北部地域では、法第3条3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて本地域全体で同項第1号及び第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることで、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 旧新南陽市地域

(1) 現況

本地域の南部は、商業・業務施設や公共施設が集積する市街地を形成し、北部では豊かな自然環境を有し、水稻を中心に農業が行われているが、基盤整備の遅れから平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正するための取組を行うことが必要である。

また、今後とも農業振興を図るためには、地域の共同活動による農道や農業用排水路の保全管理が必要である。

さらに、環境に対する意識の高まりに対応するため、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を導入することが必要となっている。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第1号及び第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることで、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

4. 旧熊毛町地域

(1) 現況

本地域は、古くからツルと温泉のまちとして知られ、水稻を中心に、豊かな自然環境を生かした農業を行っている。

特別天然記念物ナベヅルの渡来地として指定され、ツルに配慮した農業と環境作りを行っていることを踏まえ、本地域では、環境負荷の少ない営農方式の普及が必要となっている。

また、今後とも農業振興を図るためには、地域の共同活動による農道や農業用排水路の保全管理が必要である。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第1号及び第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることで、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	旧鹿野町地域全域	法第3条3項第1号に掲げる事業及び同項第2号並びに第3号に掲げる事業
②	旧徳山市北部地域	法第3条3項第1号に掲げる事業及び同項第2号並びに第3号に掲げる事業
③	旧徳山市西部地域	法第3条3項第1号に掲げる事業及び同項第2号並びに第3号に掲げる事業
④	旧徳山市東部地域	法第3条3項第1号並びに第3号に掲げる事業
⑤	旧徳山市南部地域	法第3条3項第1号並びに第3号に掲げる事業
⑥	旧新南陽市北部地域	法第3条3項第1号に掲げる事業及び同項第2号並びに第3号に掲げる事業
⑦	旧熊毛町北部地域	法第3条3項第1号に掲げる事業及び同項第2号並びに第3号に掲げる事業
⑧	旧熊毛町南部地域	法第3条3項第1号に掲げる事業及び同項第2号並びに第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定なし

5 その他促進計画の実施に関して市町村が必要と認める事項

1号事業において設置する推進組織に参画し、1号事業の促進を行うこととする。
また、この推進組織を活用し、2号事業および3号事業の促進を行うこととする。

法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業に係る対象農用地の基準等については、別紙のとおりとする。

(別紙)

1 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1 h a 以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1 h a 未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1 h a 以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

(ア) 特定農山村地域（鹿野地域のみ該当）

(イ) 振興山村地域（鹿野地域のみ該当）

(ウ) 県知事が指定する地域（知事特認地域）

a 農林統計上の中山間地域（農林統計に用いる地域区分の改訂について（平成29年12月18日付け29統計第1169号の3の(2)の農業地域類型区分のうち「中間農業地域」又は「山間農業地域」をいう。）で、かつ、次の要件をいずれも満たす旧市町村（昭和25年2月1日現在の市町村をいう。）の範囲の地域

・農林業従事者割合が10%以上または農林地率75%以上

・平成22年から平成27年の人口減少率が3.5%以上で、かつ、人口密度が150人/km²未満

※上記条件を満たす地域：和田地区・中須地区・向道地区・須金地区・長穂地区・八代地区・三丘地区(旧市町村名が和田村・中須村・向道村・須金村・長穂村・八代村・三丘村の地域)

b 8法地域に隣接する集落（農林業センサスによる集落をいう。）のうち、高齢化率30%以上、又は、集落内の農家比率が85%以上の集落の範囲

※上記条件を満たす地域：沼田ヶ峠集落、河井集落、小成川集落、大成川集落

c 農林統計上の中山間地域にある旧市町村及び8法地域に隣接する集落で、平成27～令和元年度に指定された地域及び集落において、引き続きa、bと同程度の自然的・経済的・社会的条件の不利性があると認められる範囲

イ 対象農用地

- (ア) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。
- (イ) 自然条件により小区画・不整形な田
- (ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率 70%以上の地域の草地
- (エ) 市町村長の判断によるもの
 - ア 緩傾斜農用地
勾配が田で 1/100 以上 1/20 未満、畑、草地及び採草放牧地で 8 度以上 15 度未満である農用地。
勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。
 - イ 高齢化率・耕作放棄率の高い農地（棚田地域振興法のみ該当する地域は除く。）
急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率 40%以上、耕作放棄率：田 8 %以上、畑（草地含む。） 15%以上の農地

2 集落協定の共通事項

- (1) 協定構成員の事務負担の軽減のため、事務委託の促進を図る。
- (2) 集落協定による共同取組活動を通じて耕作放棄を防止するとの観点から、交付金額のおおむね 1/2 以上を集落の共同取組活動に使用する。

3 対象者

- (1) 認定農業者に準ずる者として市長が認定する者とは次のとおりである。
 - ア 年間農業従事日数が 150 日以上の基幹的農業従事者を有している経営体、または経営面積が 1ha 以上の経営体
 - イ 周南地域農業再生協議会水田フル活用ビジョンに位置づけられた担い手
 - ウ その他、地域の実情に併せて市長が特に認めた者

4 その他必要な事項

- (1) 土地改良通年施行に係る農地の取り扱い
 - ア 土地改良通年施行に係る農地については、交付金の交付対象とする。
 - イ 土地改良事業等の実施等により対象要件に変更があった農用地の取扱い。
土地改良事業等の実施等が集落協定に位置づけられた当該土地改良事業等の実施、地目の変更等により協定認定時の対象農用地の要件に変更があっても、当該農用地を令和 6 年度まで交付金の交付対象とする。
 - (ア) 土地改良事業により勾配の判定に変更があった場合
集落協定認定年度以降に採択された事業による場合は、集落協定認定年度単価とする。

集落協定認定年度以前に採択されている事業による場合は、改善されたほ場で農業生産活動等を行う年度から改善されたほ場の勾配の単価（勾配が区分外となった場合は、地目の区分の緩傾斜の単価）とする。

- (イ) 土地改良事業施工中の団地の農用地面積は、一時利用地に指定されている以前にあっては、従前の面積とし、一時利用地に指定された以後にあっては、当該一時利用の指定面積とする。